安保三文書　国家防衛戦略IV 以降　　中央大学名誉教授　植野妙実子

（前書きが長くてすみません。転載はお断り致します。）

はじめに

＊安保三文書とは？

国の安全保障・防衛政策の拠り所となる三つの文書

国家安全保障戦略（外交・防衛の基本方針）―安倍政権が2013年に初めて策定

国家防衛戦略（日本の防衛力整備の指針）―防衛計画大綱は1976年以来5度にわたり改定

防衛力整備計画（具体的な装備品の整備の規模・防衛費の総額を規定）―中期防衛力整備計画は5年ごとに防衛予算の使い道を決めるもの

＊二つの大きな疑問点

国内総生産（GDP）比1%→防衛力の抜本的強化を図るために２%へ、の必要性

反撃能力と称する敵基地攻撃能力の容認の正当性

＊これらに対しては次の批判がある。

決定への手段が拙速、期間も短い、十分な議論をすべき安全保障の大転換である。

5年間で原稿の1.5倍の40兆円以上、どのようにして捻出するのか。

「抜本的強化」の中身が見えない。

2%にする根拠は何か。現在のGDPの2%としている点にも注意。

「反撃能力」は相手のどのような行動に対して、いつ発動するか。

反撃の対象と範囲は？

相手の想定外から発射できるスタンド・オフ（以下SOともいう）・ミサイルの導入だけが予算化され（とはいえ、時速800キロほどのお古のトマホーク？）、運用は曖昧なおそれがある→なし崩し的「専守防衛」逸脱へ。

そもそもは2015年9月の「平和安全法制関連2法」の成立（2016年3月施行）の安全保障法制の大転換に要因がある。武力攻撃事態等への対処に加えて存立危機事態への対処が加わり、新三要件へと転換。その実質的さらに拡大的展開を示すのが安保三文書。

＊しかし、ロシアのウクライナ侵攻が示しているように、一度戦争が始まれば、破壊と殺戮が繰り返される。いかに、侵攻や侵略、戦争を始まらせないかが重要な事柄である。

1. 憲法の基本原則

   憲法前文第二段落―永久平和主義「日本国民は、恒久の平和を念願し～」

   憲法前文第二段落―平和的生存権「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」

   憲法前文第三段落―国際協調主義「自国のことのみに専念して他国を無視してはならない～」

   憲法第二章　戦争の放棄―9条1項　侵略戦争の放棄

   憲法第二章　戦争の放棄―9条2項　戦力の不保持・交戦権の否認→一切の戦争の放棄

私見―日本国憲法の永久平和主義は抑止力理論に与しない。戦争の放棄（戦争をしないこと）によって物事を解決。日米安保条約は違憲。世界の平和と日本の平和の連携が重要。但し、日本国憲法の掲げる平和主義と国連憲章の平和主義は必ずしも一致しない。国連憲章は集団的自衛権、抑止力論を承認、また大国（安保理常任理事国）の一致が前提。

2. 政府見解―防衛白書令和4年版　第二部第１章　下線は安保三文書におけるタイトル

   日米同盟[日米安全保障条約を基盤]関係の強化、自らの防衛力と日米安全保障体制があいまって、隙のない防衛体制を構築。

   恒久の平和を念願、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない、必要最小限度の実力の保持は憲法上認められる。

専守防衛が防衛の基本方針、実力組織としての自衛隊の保持、その整備、運用を図る。

憲法第9条の趣旨についての政府見解

① 保持できる自衛力―自衛のための必要最小限度のもの、攻撃的兵器の保有は許されない。例えば、ICBM、超距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されない。

② 憲法第9条のもとで許容される自衛の措置―2014年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目ない安全保障法制の整備について」において、次の三つの要件（「武力の行使」の三要件）を満たす場合には、自衛の措置として、「武力の行使」が憲法上許容される。

・わが国に対する武力攻撃が発生したこと、又はわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

・これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと

・必要最小限度の実力を行使すること

③ 自衛権を行使できる地理的範囲

必ずしもわが国の領土・領海・領空に限られないが、具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なる。武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土・領海・領空に派遣するいわゆる海外派兵は、憲法上許されない。

④ 交戦権

自衛権の行使にあたって、わが国を防衛するために必要最小限度の実力を行使することは当然のこととして認められており、交戦権の行使とは別の概念。相手国の領土の占領などは、認められない。

基本政策―専守防衛、軍事大国とならないこと、非核三原則（核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず）、文民統制の確保（国会における防衛関連法律・予算の議決、国務大臣は文民、防衛大臣が国の防衛に専任・自衛隊の隊務の統括、国家安全保障会議）

わが国の安全保障と防衛に関する政策

国家安全保障政策の体系　国家安全保障戦略・基本方針　国家安全保障戦略→（戦略を踏まえ策定）防衛計画の大綱・防衛力のあり方と保有すべき防衛力の水準を規定　国家防衛戦略→（示された防衛力の目的水準の達成）中期防衛力整備計画・5年間の経費の総額と主要装備の整備数量　防衛力整備計画→（予算となり、事業として具体化）年度予算・情勢を踏まえ精査の上、各年度ごとに必要な経費を計上

＊急速に変化・進化するミサイル技術への対応―武力攻撃の発生時点とは、相手が武力攻撃に着手した時、武力攻撃による現実の被害の発生を待たなければならないというものではないと解している。相手の武力攻撃の着手後に武力攻撃を行うことは「先制攻撃」とは異なる。

3.　国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議報告書

（2022年9月30日から4回にわたり議論、報告書は2022年11月22日に首相に渡される）

会議設置の趣旨：日本を取り巻く厳しい安全保障環境を乗り切るためには日本が持てる力、すなわち経済力を含めた国力を総合し、あらゆる政策手段を組み合わせて対応していくことが重要。こうした観点から、自衛隊の装備及び活動を中心とする防衛力の抜本的強化はもとより、自衛隊と民間との共同事業、研究開発、国際的な活動など実質的に日本の防衛力に資する政府の取組を整理し、これらを含めた総合的な防衛体制の強化をどのように行なっていくべきかについて議論する。また有事であっても日本の信用や国民生活が損

なわれないよう、経済的ファンダメンタルズ（経済的基礎条件）を涵養していくことが不可欠。こうした観点から、総合的な防衛体制の強化と経済財政のあり方についてどのように考えるべきかについても議論する。（会議の長は、佐々江賢一郎）
内容：1.　防衛力の抜本的強化―[目的・理念、国民の理解]有事の発生それ自体を防ぐ抑止力の確保、自分の国は自分たちで守るという当たり前のことを改めて明確にする（下線は植野、以下同じ）、防衛力強化の目的を国民に「我が事」として受け止め理解してもらう。防衛力を抜本的に強化する必要性、負担の必要性を理解してもらう。[防衛力の抜本的強化の必要性]日本周辺の安全保障の厳しさは一段と増している、戦闘領域の分野の拡大、ハイブリッド戦などの戦い方も変容。何ができるかではなく、何をなすべきかという発想で5年以内に防衛力を抜本的に強化すべき。防衛省は防衛力の抜本的強化の7つの柱として次のものを考える。スタンド・オフ防衛能力（離れた場所から敵を攻撃する）、総合ミサイル防空能力（多様なミサイルに対処する）、無人アセット防衛能力（ドローンの活用）、領域横断作戦能力（陸海空にサイバーなどの作戦を組み合わせる）、指揮統制・情報関連機能（ウクライナ侵攻で注目された情報戦）、機動展開能力（部隊や補給品を前線に送る）、持続性・強靭性（戦闘を続ける能力）、これらを速やかに実行することが不可欠。同時に同盟国や同志国との連携や補完関係を踏まえたグランドデザインも必要。日米同盟は日本の安全保障政策の基軸、安全保障面での強化に加え、外交・経済などを含む幅広い分野での一層の協力が不可欠。周辺国などが核ミサイル能力を質・量の面で急速に増強、特に変速軌道や極超音速のミサイルを配備しているなか、日本の反撃能力の保有と増強が抑止力の維持・向上のために不可欠。今後5年を念頭にできる限り早期に十分な数のミサイルを装備すべき。リアルな継戦能力を高めることは抑止力と対処力の向上につながる。そのため、弾薬や有事対応に必要な抗堪性（コウカンセイ：耐える、持ち堪える）の高い施設などの整備が必要。自衛隊に常設統合司令部と常設統合司令官の設置の検討も必要。エネルギー安全保障、食料安全保障、日本の自律性・不可欠性・優位性の確保。電力・通信インフラの攻撃への対処も考える。自衛隊のニーズに従って防衛装備品の研究開発から製造等実際に担っているのは、民間の防衛産業、防衛産業は防衛力そのもの。より積極的に育成・強化を図る必要がある。サイバー部門に国内企業が人や資金を投入しやすい環境を作る。その点で、防衛装備移転三原則及び同運用指針などによる制約（2014年4月1日：移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保）をできる限り排除、積極的に他国に移転できるようにし、防衛産業を持続可能なものとする。日本政府だけが買い手である構造から脱却、海外に市場を広げる。防衛産業を成長産業とする。積極的平和主義（日本の安全保障の基本理念）の理念にも合致。自衛官・事務官の人材確保は重要な課題。処遇改善、退職自衛官の活用、とりわけサイバー・宇宙などの人材育成が必要。2.　縦割りを打破した総合的な防衛体制の強化―日本の防衛力を抜本的に強化すると同時に、これを補完する不可分一体の取り組みとして日本の国力を結集して、総合的な防衛体制の強化。自衛隊だけでは国を守れない、警察、総務省、民間企業も対応する。これに加え先端的で原理的な技術の多くはマルチユース。さらに公共インフラは有事に国民を守る重要な機能を担う。研究開発、公共インフラの安全保障を目的とした利活用に言及。サイバー安全保障、国際的協力、具体的な仕組み、将来を見据えた前向きな検討が求められる。3. 経済財政の在り方について―経済・財政基盤の強化、新たな危機に時代を乗り切る。尺度はNATO加盟国だが、日本の特有な状況にも対応。防衛力の強化と経済財政、財源の確保に言及。
4.　安保三文書改訂の内容

国家安全保障局：国家安全保障会議を恒常的にサポート。内閣官房の総合調整権限を用い、国家安全保障に関する外交・防衛・経済政策の基本方針・重要事項に関する企画立案・総合調整に専従。

(1)国家安全保障戦略（令和4年12月国家安全保障局）

戦略策定の趣旨―国際秩序は重大な挑戦にさらされている。対立と強力の様相が複雑に絡み合う時代。戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面、周辺では軍備増強が急速に進展。本戦略は国家安全保障の最上位の政策文書。本戦略に基づく戦略的な指針と施策は、戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換。

我が国の国益―主権と独立の維持、領域保全。国民の生命・身体・財産の安全の確保。豊かな文化と伝統を継承。普遍的価値や国際法に基づく国際秩序を擁護。自由で開かれた国際秩序を維持・発展。

我が国の国家安全保障に関する基本原則―積極的平和主義を維持。我が国を守る第一義的な責任は我が国にある。普遍的価値を維持・擁護する形で、安保政策を遂行。平和国家として、専守防衛、非核三原則の堅持等の基本方針は不変。日米同盟は我が国の安全保障政策の基軸。我が国と他国との共存共栄、同志国との連携、多国間の協力を重視。

我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題―①グローバルな安全保障の環境と課題　パワーの重心がインド太平洋地域に移る形で国際社会が変化。力による一方的な現状変更及びその試み。サイバー空間・海洋・宇宙空間・電磁波領域等におけるリスクの深刻化。国際社会のガバナンスの低下。国際社会が団結しづらい状況。②インド太平洋地域における安全保障の環境と課題　「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの下、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現、地域の平和と安定の確保は、我が国の安全保障にとって死活的に重要。中国の安全保障上の動向、深刻な懸念事項。我が国の総合的な国力と同盟国・同志国等との連携により対応すべきもの。北朝鮮の安全保障上の動向、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威。ロシアの安全保障上の動向、ウクライナの侵略等、北方領土での軍備増強及び活動活発化、国際秩序の根幹を揺るがし、欧州方面においては安全保障上の最も重大かつ直接の脅威。ロシアと中国との戦略的な連携は安全保障上の強い懸念。

我が国の国家安全保障上の目標―我が国の主権と独立、国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続ける。領域、国民の生命・身体・財産を守る。有事等の発生を抑止。万一、脅威が及ぶ場合も、これを排除し、かつ被害を最小化させつつ、有利な形で終結。安保と経済成長の好循環の実現。我が国の経済の自立性、優位性、不可欠性を確保。国際関係における新たな均衡を、特にインド太平洋地域において実現。法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化。国際社会が共存共栄できる環境の実現。

我が国が優先する戦略的なアプローチ：総合的な国力を用いて戦略的なアプローチを実施。

① 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開
② 我が国の防衛体制の強化―スタンドオフ防衛能力、無人アセット防衛能力等の強化、反撃能力の保有、予算水準が現在のGDP2%に達するよう所用の措置、自衛隊と海保との連携強化等、総合的な防衛体制の強化、防衛装備移転三原則・運用指針をはじめとする制度の見直しの検討
③ 米国との安全保障面における協力の深化、日米同盟の抑止力と対処力を一層強化。
④ 我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化　サイバー、海洋、宇宙、技術力の向上・積極的活用、情報能力の向上、有事も念頭に置いた我が国国内での対応能

力の強化、国民保護の体制強化、在外邦人等の保護、エネルギーや食糧など国家安全保障に不可欠な資源の確保。

⑤ 経済安全保障政策の促進　自律性、優位性、不可欠性の確保等。

⑥ 自由・公正・公平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化

⑦ 国際社会が共存共栄するためのグローバルな取組　国連等の国際機関等との連携強化。

我が国の国家安全保障を支えるために強化するべき国内基盤―経済財政基盤の強化、社会的基盤の強化、知的基盤の強化：安保分野における政府と企業・学術界との実践的な連携の強化、効果的な国内外での発信等。

本戦略の期間・評価・修正―概ね10年の期間を念頭

結語―総合的な国力により、安全保障を確保。安定した民主主義、確立した法の支配、成熟した経済、豊かな文化を擁する我が国は、普遍的価値に基づく政策を掲げ、国際秩序の強化に向けた取組を確固たる覚悟を持って主導。

私見―「我が国が優先する戦略的なアプローチ」が重要。しかも日米同盟を基軸としながら、同盟国・同志国への協力を躊躇していない、「防衛」範囲は拡大。基本理念からの逸脱。「安保分野における政府と企業・学術界との実践的な連携」すべてが安保を中心に回ることに。経済も軍需産業で復活？

（2）国家防衛戦略（2022年12月防衛省）

防衛の目標を設定、それを達成するためのアプローチと手段を示すもの

―防衛力の抜本的強化

―国全体の防衛体制の強化

―同盟国・同志国との協力方針

（おおむね10年程度の期間を念頭）

国家防衛戦略の全体像

戦略環境の変化→防衛上の課題→我が国防衛の基本的考え方「我が国防衛目標」→防衛目標を実現するためのアプローチ①我が国自身の防衛体制の強化②日米同盟の抑止力と対処力③同志国等との連携

ここで扱うのは主に①であり、それには「防衛力の抜本的強化」と「国全体の防衛体制の強化」があり、それらに加えて防衛生産・技術基盤・自衛隊員の能力を発揮するための基盤も強化、となっている。

策定の趣旨―　我が国の防衛目標、防衛目標を達成するためのアプローチとその手段を包括的に示す、新たな国家防衛戦略を策定する趣旨―新たな危機の時代に突入、インド太平洋地域において、国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性、我が国はこうした動きの最前線に位置する。我が国の今後の安全保障・防衛政策のあり方が地域と国際社会の平和と安定に直結、日米同盟のより一層の強化と同志国等との安保協力の礎、日米の戦略をすり合わせる。

戦略環境の変化と防衛上の課題―

普遍的な価値や政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大、力による一方的な現状変更やその試みは、既存の国際秩序に対する深刻な挑戦。新たな危機の時代に突入。グローバルなパワーバランスの変化（例：インド太平洋地域）。科学技術の急速な進展が安全保障の在り方を根本的に変化させている。

我が国周辺国等の軍事動向

新しい戦い方の顕在化→ミサイル攻撃、ハイブリッド戦無人アセットを用いた非対称的攻撃、核兵器による威嚇も生起。

防衛上の課題　脅威の顕在化が常に存在、相手の能力に着目した防衛力を構築する必要、新しい戦い方が出てくる中でそれに対応する必要→今後の防衛力を構築する上での課題。
我が国防衛の基本方針―
3つの防衛目標①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境の創出②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任を持って対処に、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除、核兵器の脅威に対しては米国の核抑止力を中心とする拡大抑止が不可欠。
防衛目標を達成するための3つのアプローチ①我が国自身の防衛体制の強化：防衛力の抜本的強化と国全体の防衛体制の強化②日米同盟の抑止力と対処力の強化③同志国等との連携強化、これらに加え、防衛生産・技術基盤、自衛隊員の能力を発揮するための基盤も強化。
第一のアプローチ　我が国自身の防衛体制の強化：我が国の防衛力の抜本的な強化とは、我が国が主たる責任をもって阻止・排除しうる能力、相手に対して、生じる損害というコストに見合わないと認識させうるだけの能力を我が国が持つ、こうした防衛力を保有。
新しい戦い方に対応するために必要な機能・能力：侵攻そのものの抑止のために、スタンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力、抑止が破られた時の場合、領域を横断して優越を獲得し、非対称な優勢を確保するために、無人アセット防衛能力、領域横断作戦能力、指揮統制・情報関連機能、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の振興意図を断念させるために、機動展開能力・国民保護、持続性・強靱性。
防衛力の抜本的強化は速やかに実現していく必要性、5年後、10年後までに何をするか。さらに今後5年間の最優先課題は、現有装備品の最大限活用、将来の中核分野の抜本強化。定員・装備の最適化も図る。
反撃能力：我が国への侵攻を抑止する上での鍵、有効な反撃を相手に加える能力が必要。スタンド・オフ防衛能力等を活用。相手の武力攻撃そのものを抑止。
スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力は、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能としたものの（1956年2月29日政府見解）、これまで政策判断として保有することとしてこなかったもの。2015年の平和安全法制の際に示された武力行使の三要件のもとで行われる自衛の措置にもそのまま当てはまるもの、この考え方のもとで行使しうる。専守防衛の考え方を変更するものではない、先制攻撃は許されない。日米の基本的な役割分担も今後も変更はない。
国全体の防衛体制の強化、自衛隊が強くならなければいけない、我が国全体で連携しなければ我が国を守ることはできない。あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築。我が国の国力を結集した総合的な防衛体制を強化。政府と地方公共団体、民間団体等との協力を推進。具体的な取組には国家総動員的な側面が見られる。
防衛力の抜本的強化にあたって重視する能力―

① スタンド・オフ防衛能力―様々な地点から重層的に艦艇等を阻止・排除できる必要十分な能力、各種プラットフォームから発射可能、迎撃困難な能力の強化、国産ミサイルの増産体制確立前に十分な能力の早期確保のため、外国製のSOミサイルを取得（例：12式地対艦誘導弾能力向上型・現有装備では射程が不足、トマホーク）。
② 統合防空ミサイル防衛能力―極超音速兵器等への対処能力を抜本的に強化、ミサイル防衛でミサイルを迎撃、SO防衛能力等と併用（例：03式中距離地対空誘導弾改善型、SM-3・新型弾道ミサイル）。
③ 無人アセット防衛能力―無人装備にAIや有人装備と組み合わせ、非対称的な優勢を獲

得可能（例：小型攻撃型用　UAV・島しょ防衛強化25年配備）。→「遠方から侵攻能力を阻止・排除」できる能力の獲得と、領域横断作戦による優越によって「非対称な優勢」を確保し、持続性・強靭性に基づく継戦能力によって相手の侵攻意図を断念させる防衛目標である（東洋経済2月19日）。

④ 領域横断作戦能力―宇宙・サイバー・電磁波の領域については妨げ能力を含め能力を強化・拡充、艦艇・戦闘機などを着実に整備（例：衛星コンステ（宇宙領域における観測、測位）、陸自高等工科学校サイバー専修コース・2021年度に新設、電子戦システム）。

⑤ 指揮統制・情報関連機能―AI導入等を含めネットワークの抗たん性（宇宙空間でのリスク排除）やＩＳＲＴ（警戒監視・偵察・ターゲットティング）能力を強化、情報本部を中心に分析能力を強化、偽情報流布に対する対処。

⑥ 機動展開能力・国民保護―自衛隊の輸送力を強化しつつ、民間の輸送力を活用、平素から空港・港湾施設等の利用拡大、機動展開能力を住民避難に活用、国民保護の任務を実施（例：C-2輸送機）。

⑦ 持続性・強靭性―必要十分な弾薬・誘導弾・燃料を早急に保有、装備品の可動率向上、主要司令部の地下化・構造強化、施設の再配置等、自衛隊員の継戦能力向上のため、衛生機能も強化。

将来の自衛隊の在り方―

重視する能力の7つの分野を踏まえ、統合運用体制の整備及び陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊の体制整備は次のような基本的考え方により行う。

① 統合運用体制の強化―既存の組織の見直しにより常設の統合司令部を創設、統合運用に資する装備体系を検討。

② 陸上自衛隊―SO防衛能力、迅速な機動・分散展開、指揮統制・情報関連機能を重視した体制を整備、サイバーを中心とした領域横断作戦への寄与。

③ 海上自衛隊―防空能力、情報戦能力、SO防衛能力等の強化、省人化・無人化の推進、水中優勢の獲得・維持し得る体制を整備。

④ 航空自衛隊―機動分散運用、SO防衛能力等の強化、宇宙利用の優位性を確保し得る体制の整備、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ。

⑤ 情報本部―情報戦対応の中心的役割を担うとともに、他国の軍事活動等を把握し、分析・発信する能力を抜本的に強化。

我が国全体のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、自衛隊全体で強化。

戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要、政策立案機能を抜本的に強化。

国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組―

国民の生命・身体・財産の保護：我が国への侵攻のみならず、大規模テロ、重要インフラに対する攻撃等は深刻な脅威、国の総力をあげて全力で対応が必要。警察・海保等の関係機関と緊密に連携しつつ対処。

国際的な安全保障協力への取組：我が国の平和と安全のため、積極的平和主義の立場から、国際的な課題への対応に積極的に取り組む。司令部要員等の派遣や国際平和協力活動に係る能力構築支援の実施等。

いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤―自国での装備品の開発・生産・調達を安定的に確保、新しい戦い方に必要な先端技術を防衛装備品に取り込むため不可欠な基盤はいわば防衛力そのものと位置づけ、強化が必要不可欠。

新たな戦い方に必要な力強く持続可能な防衛産業の構築、リスク対処、販路拡大等の取

組。
① 防衛生産基盤の強化：国自身が製造設備等を保有する形態も検討。
② 防衛技術基盤の強化：防衛産業や非防衛産業の技術を早期装備化に繋げる取り組みを積極的に推進。我が国主導の国際共同開発、民生先端技術を積極活用。
③ 防衛装備移転の推進：防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度の見直しについて検討。官民一体となった防衛装備移転、基金を創設し企業支援。
防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤強化―人的基盤の強化：必要な人員の確保、全ての隊員が遺憾なく能力を発揮できる組織環境を整備。衛生機能の変革：自衛隊員の壮健性の維持から、有事において隊員の生命・身体を救う組織へ変革。戦傷医療対処能力を向上、外傷医療に不可欠な衛生資器材の確保。
留意事項―
① 本戦略は、国家安全保障戦略の下、他の分野との整合をもって実施される。防衛目標達成のためのアプローチと手段が適切に取られているか等国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行う。実行的に対処できる防衛力を構築していくため、必要な能力に関する評価を常に実施する。
② 本戦略に基づく防衛力の抜本的強化は、将来にわたり、維持・強化していく必要がある。このため不断に検討。
③ 概ね10年間の期間を念頭には置くが、重要な変化が見込まれる場合には必要な修正を行う。
（3）防衛力整備計画（新たに策定）
我が国として保持すべき防衛力の水準を示し、その水準を達成するための中長期的な整備計画で以下の内容を含むもの
―自衛隊の体制（概ね5年後と10年ごの体制を念頭）
―5カ年の経費の総額・主要装備品の整備数量（特に重要な装備品等の研究・開発事業とその配備開始等の目標年度などを記載）
5. まとめにかえて
まずは憲法の理念に則り、外交力を磨くことや平和な世界を実質的にどのように構築できるかを考えるべき（例えば、国連の改革、大国に有利な国連のあり方で良いのか、紛争回避の方法やいざ紛争が起きた時の軍事的制裁も含む制裁のあり方、貧しい国への経済支援の仕方等）。＊国連憲章の成立経緯を振り返る必要性―1944年ダンバートン・オークス会議にて、当時のソ連が拒否権の導入を主張、5大国の一致が必要となる、これまで拒否権発動は300回以上。しかしウクライナへの侵攻をきっかけにロシアを締め出してはいけない。どのように戦争を終結させるか、考えるべき。国際連盟から独・日の脱退が第二次世界大戦へ。
にもかかわらず日本は軍事国家へまっしぐら！総軍事体制・総動員体制の準備が見られる。
しかし日本は島国、どこにも逃げられない。<u>地道な平和の構築への道こそ必要</u>。
<u>安保三文書は「日本の防衛力の強化」を積極的に誇示。国家・国民総戦時準備へ</u>。
<u>これは根本的に国の在り方を変えるもの</u>、そこには省庁のあり方や自衛隊自体のあり方の変化も含まれる。矛盾や非現実的な考え方も多々見られる。
<u>新たな冷戦体制への加担</u>。自由民主主義は普遍的な価値か。価値を共有できない国は敵か。
米国はいつも信用できるのか（例えばトランプ大統領時代のみならず、いまだに9.11とパール・ハーバーは同じに扱われ、忘れられていない）。

同盟国のみならず同志国への参戦が前提（例えばインド太平洋地域への中国進出）。
抑止力理論を推し進めているが、現実に中国・ロシア・北朝鮮に対抗できる抑止力はいかほどのものか。非現実的。これを推し進めるとかえって日本の周辺の不安定さが増す。
これで、経済の復活は絶対に無理。防衛産業で経済復活は許し難い発想。
攻められる時はどんなに軍備を持っていても攻められる、だからこそ平和外交が大切（周辺国との不可侵条約・平和条約の締結が大切）。
武器はあれば、使うことになる。核兵器保持、もしくは米国の核の持ち込みを認めることに。
防空システムの整備はいくらお金があっても足りない、さらに東京は守っても、大阪は切り捨てるとかということになりかねない（例えばイスラエルの防空システムアイアンドーム90%はカバー、ウクライナはキーウ攻防のために欲しがっている）。
徴兵制、もしくは奨学金付き徴兵が必ず行われる←武器に慣れていない、訓練が必要。
自衛隊を実戦に参加させる日が遠からずくる、実戦経験がないと使い物にならない。
一度出たら（出兵）後戻りはできない。国民は防災訓練のみならず防戦訓練もさせられる。
太陽光発電だけでなく、地下シェルター付きの家に補助金の日が来る。
サイバーセキュリティーの強化とかいうが、危ないマイナンバー一本化を進めている（常に実印を持って歩くような羽目に）。
透明性がない政治、情報を国民に開示しない日本（素朴な疑問：北朝鮮はなぜミサイルを何発も発射できるのか、その技術はどこから来るのか）。
高齢化の下、国内治安の方が課題。真に下からの民主主義を打ち立てる必要性。